



# 7

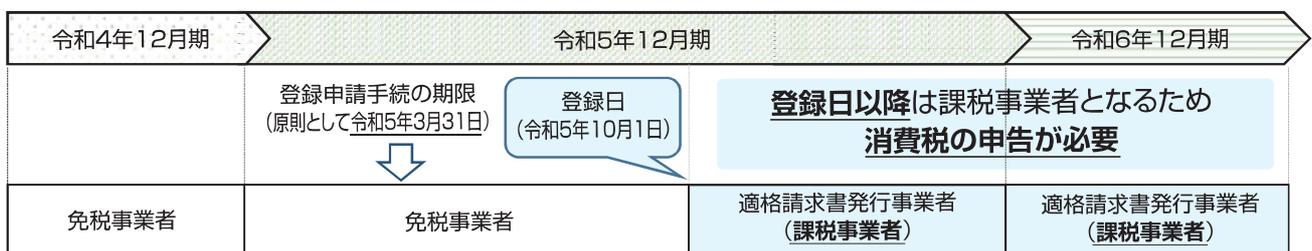
## 免税事業者の登録申請手続等

### 免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
  - ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

#### 【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- **「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、**
- **課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。**
  - ※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

#### 【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

- ⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。
- ※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

#### Point 登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
  - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。
  - 取引の相手方（課税業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ **適格請求書発行事業者の義務等についてはP10**
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

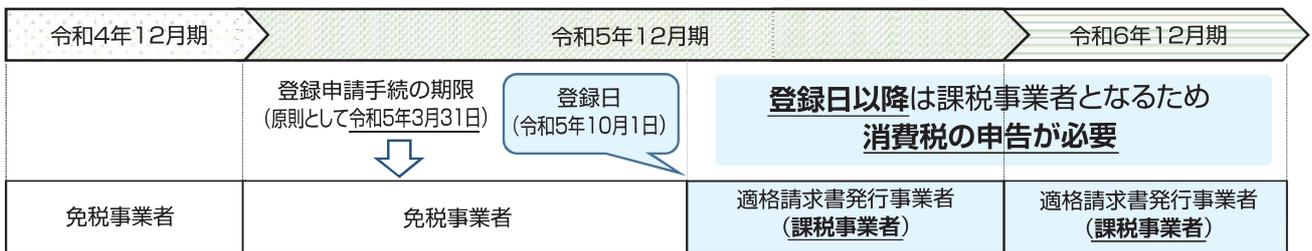
**Point**

簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。
- ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に合格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合（P19）、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

**【例】** 免税事業者である個人事業者や12月決算の法人※が、令和5年10月1日から登録を受けるとき

※ 令和3年12月期（基準期間）の課税売上高が5,000万円以下の事業者



消費税簡易課税制度選択届出書の提出期限  
(令和5年12月31日)  
令和5年12月期から適用を受ける旨を記載して提出

《参考》 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \frac{\text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast}}{\text{売上税額}} - \frac{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast}}{\text{仕入税額}}$$

$$\text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} \times \text{みなし仕入率}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

消費税額は課税仕入れ等に係る消費税額を課税売上げに係る消費税額から算出します。そのため、実額による仕入税額の計算や課税仕入れ等に係る合格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、 鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、 第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食 店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

詳しくは…

簡易課税制度のしくみや手続については、「消費税のあらまし」（国税庁ホームページ）等をご覧ください。

# 8

## 適格請求書発行事業者公表サイト

### 適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

#### 【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
  - ④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
  - ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申出書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
  - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

#### 【TOP画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。法人番号を検索したい場合はこちら

登録番号を検索する  
登録番号「T」  
一度に10件まで

登録番号  
T 1234567890123 13桁

②検索をクリック

一度に最大10件まで検索可能

#### 【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号  
T1234567890123

氏名又は名称  
国税 太郎

登録年月日  
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地  
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号  
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

#### Point

#### 適格請求書発行事業者公表サイトの機能等について

- 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」から検索できる機能のほか、
  - ・ 「Web-API」によるシステム連携を可能とする機能
  - ・ 適格請求書発行事業者のデータを一定の形式でダウンロードできる機能
 があり、こうした機能を活用することで、業務の効率化を図ることも可能です。詳しくは、令和3年10月以降、適格請求書発行事業者公表サイトをご確認ください。

# 9 インボイス制度特設サイト

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
  - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
  - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



**特集 インボイス制度**

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能な  
オンライン説明会に  
ご参加ください！



Youtube  
国税庁動画  
チャンネル



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターで受け付けております。

【フリーダイヤル】  
0120-205-553（無料）

【受付時間】  
9：00～17：00（土日祝除く）

税務書にて個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。



制度の概要



Q & A



取扱通達



申請手続

[国税庁トップページ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

国税庁

Copyright © 2021 NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

## オンライン説明会とは

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、WEB形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
- 全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



### 適格請求書発行事業者の登録申請書の作成及び提出

- 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Tax をご利用いただくと手続きがスムーズです。  
以下のURLから登録申請書の作成から提出まで行うことができます。  
URL : <https://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 登録申請書等を郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

### 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式に関するご相談は、以下で受け付けております。  
軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）  
**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く。）  
※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁HP（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。